

2009年(平成21年)11月3日 火曜日

18

## コーポレートガバナンス



弁護士  
第一芙蓉法律事務所  
木下 潤音

## 今後の労働者派遣制度の在り方

2009年10月9日に長妻昭厚生労働相は労働政策審議会(諏訪康雄会長)に対し、今後の労働者派遣制度の在り方にについて諮詢を行った。労働者派遣制度は85年に労働者派遣法が成立し、翌86年4月から同法施行されて、すでに23年余りが経過している。その間に、労働力の需給調整を図る制度として労働市場で成果を上げつつも、日雇い派遣などの派遣形態や、正社員での就労を希望しつつもやむを得ず派遣就労を選択する労働者が存在することなどが問題視されるようになつた。このような状況を踏まえて、すでに08年11月4日には、自民・公明連立政権のもとで当時の労政審の審議を踏まえて国会に対しして派遣法の改正案が提出されたが、同法案は09年7月21日の衆議院解散により廃案となつたものである。皮肉にも改正案提出後、厳しい経済情勢の影響を受けて派遣を巡る状況は厳しさを増し、いわゆる派遣切りと呼ばれる中途解約や、製造派遣の派遣可能期間

得ず派遣就労を選択する労働者が存在することなどが問題視されるようになつた。

このように状況を踏まえて、すでに08年11月4日には、自民・公明連立政権のもとで当時の労政

4

## 企業の雇用リスクマネジメント

労働政策審議会の委員構成(敬称略)	
公益代表委員	今野浩一郎、諏訪康雄、林紀子(他7名)
労働者代表委員	古賀伸明、南雲弘行、滝澤八千子(他7名)
使用者代表委員	市川隆治、川本裕康、大橋洋治(他7名)

## 多様な利害の調整を

(最長3年)満了を理由とする派遣終了が多数発生し、派遣労働者の失業問題が大きく取り上げられるにいたった。民主党は今回の総選挙に当たって公表したマニフェストにおいて派遣法に加えて、違法派遣の場合の派遣先との雇用契約成立促進等、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に関する事項についての検討が求められている。選舉期間中は選舉後の臨時国選舉において派遣法改正案を提出するとの言動がある。多様な利害の調整を行つて、派遣労働者はもちろんであるが、派遣元事業者および派遣先企業にとっても納得のいく法制度整備が望ましいことは言うまでもない。